シニアワークプログラム地域事業企画書募集要領

　平成２６年度シニアワークプログラム地域事業の実施を希望する者が、企画書等を作成する際には、本要領によるものとする。

１　委託事業の件名

　　平成２６年度シニアワークプログラム地域事業

２　委託事業の趣旨

（１）背景

少子高齢化の進展、高年齢者を取り巻く厳しい雇用失業情勢、高年齢者の雇用ニーズの多様化等の社会環境の中で、日本経済の活力を維持していくためには、できるだけ多くの高年齢者が長年培った知識・経験を生かし、その意欲と能力に応じ、労働等を通じて社会を支える側に回ることが重要であり、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会（生涯現役社会）を実現する必要がある。

　　　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で定める５５歳以上の高年齢者の雇用失業情勢は、新規求職者数、完全失業率等、近年は回復傾向にあるものの、依然厳しい状況にあり、高年齢者の再就職支援の必要性が強く求められているところである。

（２）目的

公共職業安定所、事業主団体、本事業の受託者が協力し、５５歳以上の就職を希望する高年齢者を対象に、その居住地により近い地域において主に短時間雇用を前提とした技能講習設定、雇用・就業機会確保推進員の配置等、雇用・就業に繋げる一貫した就職支援を行うことにより、高年齢求職者の雇用・就業の実現に資することを目的とする。

３　委託事業の内容

別添シニアワークプログラム地域事業企画競争仕様書による。

４　業務の委託期間

平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで

５　事業経費

本事業に係る経費は、金２５０，６２３千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

６　参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）過去１年間において、東京労働局と締結した契約に違反した者、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ者等東京労働局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

（４）厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（５）次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

　　なお、本要領における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち 「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ　企画書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導をうけたもののうち、企画書提出時までに是正を完了しているものを除く。）

ロ　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近２年間の保険料の未納がないこと）。

ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

ホ　過去３年間において、上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

７　企画競争に係る説明会の開催

（１）日時

平成２６年３月４日（火）１０時

（２）場所

東京都千代田区九段南１－２－１　九段第三合同庁舎１４階　第２会議室

（３）説明会への参加を希望する場合は、平成２６年３月３日（月）１７時までに、８（１）の連絡先まで電話にて連絡すること。

８　企画書募集に関する質問の受付及び回答

（１）受付先

〒102-8305　東京都千代田区九段南１－２－１ 九段第三合同庁舎12階

厚生労働省東京労働局職業安定部職業対策課　担当：佐々木、小野田、栗原

TEL：０３-３５１２-１６６３　　FAX：０３-３５１２-１５６５

（２）受付期間

平成２６年３月１０日（月）１７時まで

（３）受付方法

ＦＡＸ（Ａ４、様式自由）にて受け付ける。

（４）回答

本要領を配布した者全員に対してＦＡＸにて回答する。

９　企画書等の提出書類、提出期限等

（１）提出書類

　　①　企画競争参加申込書（参加資格を満たしていることを明記した誓約書。別紙１）

②　シニアワークプログラム地域事業に係る企画書

③　添付資料

※詳細については仕様書による。

④　暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙２）

（２）提出期限等

①　提出期限

平成２６年３月１４日（金）１２時

②　企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

８（１）に同じ

③　提出部数

イ　企画競争参加申込書（１部）

ロ　シニアワークプログラム地域事業に係る企画書（正１部、副７部）

ハ　添付資料（正１部、副７部）

④　提出方法

直接提出（持参）又は郵送（平成２６年３月１４日（金）１２時必着）とする。

⑤　提出に当たっての注意事項

イ　受付時間は、平日の１０時から１７時まで《最終日は１２時まで》とする。

ロ　提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ハ　提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

ニ　１者当たり１件の企画を限度とし、１件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

ホ　虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

ヘ　参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

ト　企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

１０　評価の実施

（１）企画の評価は、厚生労働省東京労働局職業安定部職業対策課を事務局とする企画書評価委員会において、提出書類をもとに、「シニアワークプログラム地域事業に係る企画書等評価項目」（別紙３）の項目について総合的に評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した１者を選定し、契約候補者とする。

なお、企画書評価委員会は総合的な評価の結果、すべての企画を不適切と判断することもできることとする。

（２）評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

１１　契約

（１）契約の締結

委託要綱（別紙４）様式第４号の契約書により契約を締結するものとする。

（２）契約までの流れ

①　企画競争により、契約の相手方を決定したときは、支出負担行為担当官は、速やかに委託の申し入れを行い、受託書の提出を受け、契約書を取り交わすものとする。

②　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書の案２通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

③　上記の②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

１２　その他

（１）企画説明書等に使用する言語及び通貨

　　　企画書等の提出から、契約の手続におけるすべての過程において使用する言語、通貨は日本語、日本国通貨に限るものとする。

（２）契約保証金

　　　契約保証金については、会計法第２９条の９の規定に基づき、企画書提出者の契約金額の１００分の１０を支払うこととする。

　　　但し、企画書提出時に資格審査結果通知書（全省庁統一）の写しを提出した場合に限り免除できるものとする。

（３）入札の無効

９（１）④の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（４）契約の締結

平成２６年度予算が平成２６年４月１日までに成立しなかった場合には、事業の内容について別途協議する。

（別紙１）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

　東京労働局総務部長　○○　○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　 印

シニアワークプログラム地域事業に係る企画競争の参加について

　当社は、シニアワークプログラム地域事業に係る企画競争に参加したいので、企画競争募集要領に記載のあった必要書類を添付して、その旨表示します。

　なお、当社は参加するに当たり、以下の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

記

１　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、　 被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条 中、特別な理由がある場合に該当する。

２　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

３過去１年間において、東京労働局と締結した契約に違反した者、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ者等東京労働局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

４　厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

５　以下に掲げる法令等違反がないこと。

なお、公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

　イ　過去5年間において職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業　の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導をうけたもののうち、企画書提出時までに是正を完了しているものを除く。）

　ロ　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

　ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

　ニ　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢　　　者雇用確保措置を講じていること。

　ホ　企画書提出時において、過去３年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

（別紙２）

誓　約　書

当方は下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局から当方の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）の個人情報について照会があった場合には速やかに回答し、貴局がその個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

1. 暴力的な要求行為を行う者
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
3. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
4. 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
5. その他前各号に準ずる行為を行う者

　　平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長　殿

　　 　　 所在地

　　　　名　称

　　代表者 　　　 　　　　　　印

（別紙３）

シニアワークプログラム地域事業に係る企画書等評価項目

企画の評価は、厚生労働省東京労働局が設置する企画書評価委員会において、受託希望者が作成した企画書等をもとに、以下の項目について総合的に審査して行う。

